

と畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

と畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

(と畜場法施行細則の一部改正)

第一条 と畜場法施行細則(昭和二十八年広島県規則第百十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号から別記様式第九号までの様式中「㊦」を削る。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第二条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第四号までの様式中「㊦」を削る。

別記様式第五号中「㊦」を「㊧」を「㊨」に改め、「㊩」を削る。

別記様式第六号から別記様式第十三号までの様式中「㊩」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のと畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(以下「旧と畜場法施行細則等」という。

)の様式による申請その他の手続は、この規則による改正後のと畜場法施行細則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(以下「新と畜場法施行細則等」という。)の様式による申請その他の手続とみなす。

2 旧と畜場法施行細則等の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、新と畜場法施行細則等の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。